

(改正後全文)

雇児発第1022003号  
平成15年10月22日

【一部改正】平成17年4月20日雇児発第0420003号  
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号  
【一部改正】令和元年5月10日子発0510第2号  
【一部改正】令和元年10月4日子発1004第1号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について

母子生活支援施設の有する保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することについて、次のとおり定め、平成15年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

#### 1 趣旨

保育所に待機児童がおり、入所することができない場合等に、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立を支援することを目的とする。

#### 2 実施主体等

この事業の実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とし、都道府県等は、対象施設に対し、この事業の実施を委託すること。

#### 3 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局長）は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、ま

た、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。  
専用の保育室を有していること。
- (2) 地域の待機児童の状況等にかんがみ、継続しておおむね5名以上の利用児童が見込まれる施設であること。
- (3) 食事の提供を行うこと。
- (4) その他児童の処遇について、必要な体制が確保されていること。
- (5) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

#### 4 対象児童

- (1) この事業の対象児童は、原則として、地域の保育所入所待機児童とする。
- (2) 法第23条に規定する配偶者のない女子及びこれに準ずる事情にある女子並びに配偶者のない男子（以下「母子家庭の母等」という。）の児童を優先し、児童の処遇に支障がない範囲で、母子家庭の母等以外の児童を受け入れて差し支えない。

#### 5 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 乳児の受入れを行う場合は、沐浴設備等を整備するなど必要な体制を確保するよう努めること。
- (2) 都道府県においては、待機児童の解消に有効な児童の利用を考慮し、市立の母子生活支援施設における待機児童のいる他市町村の児童の受入れ等に努めること。
- (3) 母子家庭の母等の就業による自立支援を図るため、開所時間、利便性等について配慮すること。
- (4) この事業の利用については、保育所入所待機期間などにおける経過的な利用を原則とし、保育所の利用が可能となった場合は、保育所の利用に移行するよう努めること。

#### 6 費用

- (1) 本事業の運営に要する経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。
- (2) この事業を利用した保護者は、別表の基準によりこの事業の実施に要した費用を負担するものとする。  
なお、これにより徴収した費用については、児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の付表A「児童入所施設措置費等国庫負担金精算書」において寄附金欄に計上するものとする。

(別表)

保育機能強化事業徴収金基準額表

世帯区分	対象児童	徴収金基準額（月額）
生活保護世帯	3歳未満児	0円
	3歳以上児	0円
市町村民税非課税世帯	3歳未満児	0円
	3歳以上児	0円
上記以外の世帯	3歳未満児	6,580円
	3歳以上児	0円

※1 母子家庭の母等については、「市町村民税非課税世帯」に該当する場合、「生活保護世帯」の基準を適用し、「上記以外の世帯」に該当する場合、「市町村民税非課税世帯」の基準を適用する。

※2 子ども子育て支援法第30条の11に規定する施設等利用費の支給を受けている児童の場合、徴収金基準額（月額）は以下のとおりとする。

- ア 市町村民税非課税世帯 3歳未満児 2,200円
- イ 市町村民税非課税世帯 3歳以上児 1,380円
- ウ 上記以外の世帯 6,580円

別紙様式 1

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施施設  
指定状況について

標記について、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均  
等・児童家庭局長通知の3に基づき報告する。

1 令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	保育機能強化事業実施 施設申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2 令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業指定施設一覧

……別紙

別紙

令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業  
指定施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名： )

番号	指定施設名	経営主体	保育機能強化事業 開始年月日

別紙様式 2

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施状況  
について

標記について、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の3に基づき報告する。

1 令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2 令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書

……別紙

令和 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書

(都道府県・指定都市・中核市名： )

協議対象施設の状況 (令和 年 3 月 3 1 日現在)

施設名	設置主体	認可定員 (世帯)	職員の状況 (うち非常勤)								保育室の面積 (施設の延べ床面積)	調理室の有無	施設内保育対象児童数				保育機能強化事業利用予定児童数				開所時間等	備考	
			[うち併任]										うち母子家庭の母等の待機児童				うち母子家庭の母等以外の待機児童						
			施設長	母子支援員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	自立支援職員	嘱託医	合計			0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上			
所在地	経営主体	現員 (世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )					
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	有無→ ・併設施設 で対応 ・弁当持参 ・その他 ( )											
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	有無→ ・併設施設 で対応 ・弁当持参 ・その他 ( )											
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の ( ) に人数を再掲すること。
- 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の [ ] に人数を再掲すること。
- 3 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。
- 4 備考欄には、本事業の参考となることを記載すること。